

平成 25 年度第 4 回都市計画公聴会の 公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
B	<p>大阪箕面線の廃線について意見を申し上げたいと思います。阪急バス永楽荘4丁目から豊中駅の間は、日常何回も車、徒歩で生活道路として利用しているが、他の道路と比べて、非常に危険が多いと感じていました。大阪箕面線は歩道がなく、自転車・歩行者・車・阪急バスが頻繁に通行しています。車両で通行する場合でも、駐停車もかなりありますし、バスが10分間隔、あるいはもっと短い間隔で、何台も往復しています。特にすれ違う場合には交通の流れが止まっており、時々ストップしている状況が発生しています。また、杖をついたお年寄りの方が、車が通るべき車道の端を通行していることがかなり多いです。いずれにしてもこの道路を拡幅して生活道路としていただきたい。そのために都市計画が策定され、進んできたのだと思います。</p> <p>もし廃止がやむを得ない場合は、この道路を一方通行にし、歩道を設けていただきたい。かなり不便にはなるが、生命の安全を脅かすような道路でなく、安心して自転車、歩行者が通れる道路が必要ではないかと考えています。参考意見として検討してもらえればと思います。</p> <p>今回、廃止という場合は、まだそういった拡幅工事につながる工事をされていないものと、すでに都市計画に協力して、用地を提供してきた人との差が生じることになって、非常に不公平が生じることとなります。大阪箕面線の道路の状況を見ても、バスが停車していてもそのまま通行可能な道は、私どものマンションの前しか現在はありません。マンション建設当時に土地を提供して、道路用地に供与しているので、都市計画が見直される場合には、過去において提供した用地についても通行に差し支えない範囲において、見直して頂きたい。我々も駐車用地に非常に困っています。マンション内において駐車用地の不足で、6年も7年も待たないと入れないという状況で、そういうことも考慮してもらえれば、ありがたいと思っています。</p>	<p>都市計画道路大阪箕面線について、平成23年3月に策定した「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき評価を行いました。その結果、本路線は、重複する府道豊中亀岡線において、都市計画で定められた2車線が確保されていることから、交通処理機能の必要性は低く、歩道が未整備のため、交通安全機能の必要性はありますが、今後、都市計画事業による拡幅も予定していないことから、事業の実現性が低いものと考えております。このため、大阪箕面線の全区間について、都市計画を廃止しようとするものであります。</p> <p>ご指摘の府道豊中亀岡線の歩道未整備区間への対応につきましては、今後とも道路管理者として地元、豊中市と調整してまいりたいと考えております。</p> <p>また、過去において提供された用地につきましては、豊中市に確認したところ、マンション建設当時に開発許可手続きの中で開発事業者と協議を行い、道路用地として市に提供されたものであり、現在は、バスの停車スペースや歩道として植樹帯も含めて道路として供用されており、都市計画が廃止された後も引き続き、市において道路として管理を行うと聞いております。</p>